

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○稲葉剛治副議長 ただいまの出席議員は23名ですので、定足数に達しております。

ただいまから令和6年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○稲葉剛治副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○稲葉剛治副議長 先般、草加市選出組合議会議員、平山杏香議員、金井俊治議員、佐藤憲和議員の辞職に伴う改選の結果報告が11月1日にありました。ご報告かたがた、ご紹介いたします。

矢部正平議員でございます。

関一幸議員でございます。

広田丈夫議員でございます。

◎議席の一部変更

○稲葉剛治副議長 次に、議席の一部変更の件を議題とします。

会議規則第4条第3項の規定により、24番、白石孝雄議員を12番に変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり議席を一部変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席を一部変更することに決定いたしました。

### ◎議席の指定

○稲葉剛治副議長 次に、先ほどご紹介いたしました新たに選出された議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

矢部正平議員5番、関一幸議員18番、広田丈夫議員24番。

以上でございます。

○稲葉剛治副議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

### ◎議長辞職許可

○稲葉剛治副議長 本日、白石孝雄議長から議長の辞職願が提出されました。

書記をして、議長の辞職願を朗読させます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

#### 辞職願

今般、一身上の都合により議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和6年(2024年)12月24日

東埼玉資源環境組合議会

議長 白石孝雄

東埼玉資源環境組合議会

副議長 稲葉剛治様

以上でございます。

○稲葉剛治副議長 お諮りいたします。

白石孝雄議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

したがって、白石孝雄議長の辞職を許可することに決しました。

#### ◎前議長退任挨拶

○稲葉剛治副議長 この際、白石孝雄前議長から挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔白石孝雄前議長登壇〕

○白石孝雄前議長 おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、退任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

この1年間、議長職を全うできましたのは、議員の皆さんの支えがあったことと、心より感謝を申し上げます。また、管理者はじめ執行部の皆様、事務局の皆様、ご指導、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

私は、また続けて一議員として、組合の議員といたしまして務めてまいりますので、これからもご指導のほどをよろしくお願い申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○稲葉剛治副議長 ここで、議長選挙の取扱いを協議するため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時10分 再開

#### ◎開議の宣告

○稲葉剛治副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議事日程の追加

○稲葉剛治副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

### ◎議長選挙

○稲葉剛治副議長 議長選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告させていただきます。

議長選挙の方法につきましては、指名推選とすることに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○稲葉剛治副議長 お諮りいたします。

議長選挙は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を慣例により、議長選考委員会に代えさせていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時17分 再開

### ◎開議の宣告

○稲葉剛治副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎議長選考委員会報告

○稲葉剛治副議長 休憩中に開催されました議長選考委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

野口佳司議長選考委員長。

〔野口佳司議長選考委員長登壇〕

○野口佳司議長選考委員長 議長のご指名によりまして、休憩中に開催いたしました選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会議長には、草加市議会議長でもあります広田丈夫議員を全員一致をもちまして推薦することに決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○稲葉剛治副議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会議長には広田丈夫議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○稲葉剛治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、広田丈夫議員を議長とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました広田丈夫議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

### ◎議長就任挨拶

○稲葉剛治副議長 広田丈夫議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

〔広田丈夫議長登壇〕

○広田丈夫議長 皆様のご推挙を受け、議長の大任を拝しました広田でございます。よろしくお願い申し上げます。

この環境組合は、これから重要度がさらに増してくると、先輩議員から教えていただいております。そのことを踏まえ、円滑な議事運営に努めてまいりますので、議員の皆様、執行部の皆様、事務局の皆様、ご指導、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○稲葉剛治副議長 議長が選任されましたので、交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

広田丈夫議長、議長席にお着きください。

〔広田丈夫議長・議長席に着く〕

### ◎諸般の報告

○広田丈夫議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、閉会中の11月1日において、議会運営委員に関一幸議員、総務常任委員に関一幸議員、ごみ処理常任委員に矢部正平議員、し尿処理常任委員に広田丈夫、決算特別委員に関一幸議員、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員に白石孝雄議員を選任いたしました。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして、議案の朗読をさせます。

○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 7 1 4 号  
令和6年(2024年)12月13日

東埼玉資源環境組合議会  
議長 白石孝雄様

東埼玉資源環境組合  
管理者 福田 晃

組合議会12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月24日招集に係る組合議会令和6年12月定例会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 令和6年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について

東 埼 資 環 第 7 2 7 号  
令和6年（2024年）12月24日

東埼玉資源環境組合議会  
議長 白石孝雄様

東埼玉資源環境組合  
管理者 福田 晃

組合議会12月定例会に付議する議案その2の送付について

令和6年（2024年）12月13日付東埼玉資環第714号をもって送付しました議案のほか、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付します。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 1 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 以上でございます。

○**広田丈夫議長** 次に、9月定例会において議会運営委員会に付託いたしました特定事件について、議会運営委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

議会運営委員会を代表して、平野千穂副委員長から報告を求めます。

平野千穂副委員長。

[平野千穂議会運営副委員長登壇]

○平野千穂議会運営副委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、議会運営委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る10月24日、25日の2日間にわたり、委員全員及び正副議長が出席し、副管理者の随行を求め、議会運営及びごみ処理施設の運営についての2項目を調査事項として、長野県にあります長野広域連合及び湖周行政事務組合への行政調査を実施いたしました。

そのうち、長野広域連合の議会運営についてご報告をいたします。

長野広域連合は、平成12年4月1日に設立されました。長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町の9市町村で構成され、広域連合長は長野市長が務めております。主な事務事業は、ごみ処理施設及び最終処分場の設置・管理のほか、高齢者福祉施設等の管理運営などとなっております。

広域連合組合の議員定数は30人で、定例会については2月及び11月の年2回開催されております。会議時間は、一般質問の通告者が3人以上の場合は午前9時30分から、2人以下の場合は午前10時からとなっております。一般質問については、通告期限を定例会開会日の2週間前、午後5時までとしており、発言回数は3回まで、発言時間は12分以内とし、答弁を含めて30分以内となるよう努めることとしているとのことです。

質疑、討論については、本会議中に議長から質疑、討論がある議員に挙手を求め、挙手があった場合は議事整理のための休憩をとり、通告書の提出を行うとのことであります。

また、常任委員会として、総務福祉委員会と環境衛生委員会が設置をされています。

以上が長野広域連合の議会運営についての概要です。

なお、湖周行政事務組合の議会運営について及び両団体のごみ処理施設の運営につきましては、調査結果報告書をご覧いただきたいと存じます。

全体を通しまして、貴重なお話を伺うことができました。今後、このことを組合行政並びに構成市町の中で生かしていきたいと考えています。

以上で報告を終わります。

○広田丈夫議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○**広田丈夫議長** これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

10番 村上真由美 議員

11番 金子壮一 議員

12番 白石孝雄 議員

を指名いたします。

### ◎会期の決定

○**広田丈夫議長** 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○**野口佳司議会運営委員長** 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、令和6年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）についての外3件であります。

一般質問につきましては、2名の議員から通告がございました。

今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定をいたしました。

なお、令和7年次の議会日程を決定いたしました。予定表をお手元に配付させていただきましたので、あらかじめ日程の確保をよろしくお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

○**広田丈夫議長** 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び第一工場

ごみ処理施設プラント更新特別委員会委員

長の報告

○広田丈夫議長 次に、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会における閉会中の継続審査の件を議題といたします。

第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長から、閉会中における会議の経過並びに結果について報告を求めます。

鈴木由和特別委員長。

[鈴木由和第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長登壇]

○鈴木由和第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、閉会中の継続審査となっております第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会における審査の概要をご報告申し上げます。

なお、委員会報告書を配付させていただきましたので、併せてご参照いただきたいと思います。

当委員会は、去る11月13日、第一委員会室において、委員全員が出席し、説明員として副管理者、事務局長並びに担当課長等の出席を求め、開催をいたしました。

執行部より、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の進捗状況について、提出されました資料に基づき、説明を聴取し、質疑を行いました。その主なものをご報告申し上げます。

排ガス基準値について、近隣自治体で整備予定の施設と同程度としているが、それよりも厳しい第二工場と同程度にしなかった理由は。また、その場合に増加する費用は、との質疑に対し、第二工場の基準値と同程度とするには、触媒反応塔やガス再加熱器が必要になり、整備費用と整備後20年間の維持管理費及び売電収入の減少分を考慮すると、約18億円の増加が見込まれる。これらを踏まえて、地元連絡協議会において説明をして、近隣自治体で整備予定の施設と同程度の基準値で了承いただいたとのことであります。

次に、耐震基準について、管理棟と工場棟は同一の基準になるのか、との質疑に対し、一体の建屋なので同一基準で検討しているとのことであります。

次に、プラント更新工事の完了後に修繕が必要になった場合は、どの程度の保証があるのか、との質疑に対し、一般的な土木工事契約では、竣工後1年間の保証という契約があるが、

プラント更新工事は11年間かけて炉を一つずつ入れ替えていくものなので、今後整理していきたいとのことであります。

次に、プラント更新における構造体の耐震安全性について、現状のⅢ類からⅡ類へと引き上げる理由とそれに係る費用は。また、第一工場は災害時に住民の避難所とすることは想定しているのか、との質疑に対し、Ⅱ類、Ⅲ類とも、震度6強相当の地震発生時でも人命の安全確保が図られるが、Ⅱ類はさらに施設の機能確保も図られる基準である。第一工場の役割を踏まえると、Ⅱ類への引上げが必要と判断した。この耐震強化に係る費用は積算中である。避難所としての運用は、近隣施設との調整を含めて、整備後に検討していくとのことであります。

次に、環境影響評価に係る調査期間が長い理由は。また、調査内容と委託先は。さらに、第一工場が現在も稼働中である中で、調査が必要な理由は、との質疑に対し、調査内容は、大気質、騒音、悪臭、水質、土壌、動物等について、周辺環境に与える影響を調査するもので、現地調査による試料の採取・分析などを行う。調査期間は、春夏秋冬それぞれの影響を調べるため、令和7年1月から令和8年3月までの予定としている。調査の委託先は、環境分野などを専門とするコンサルティング会社である。

調査の必要性については、現在も第一工場が稼働中であるものの、工事中の大型車両の通行や重機の使用などによる影響も調べるために行うものであるとのことであります。

なお、ほかに1件の質疑がありました。

以上、審査の概要について申し上げましたが、当委員会において、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業については、引き続き調査研究する必要があると決定したことから、閉会中の継続審査事項としてご決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○**広田丈夫議長** 以上で第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長の報告が終了いたしました。

#### ◎第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会委員長報告に対する質疑

○**広田丈夫議長** 続いて、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎閉会中の継続審査案件の第一工場ごみ処理

##### 施設プラント更新特別委員会付託

○**広田丈夫議長** 次に、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長の申出のとおり、委員会を存続の上、閉会中の継続審査として、お手元に配付してあります特定事件一覧表のとおり、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会を存続し、特定事件一覧表のとおり、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

#### ◎閉会中の継続審査案件（管理者提出第9号

##### 議案）の上程及び決算特別委員会委員長の

##### 報告

○**広田丈夫議長** 次に、閉会中の継続審査となっておりました管理者提出第9号議案 令和5年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

決算特別委員長から、審査の結果について報告がありました。

委員会審査結果報告書及び委員会報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

決算特別委員長から、閉会中における委員会の会議の経過並びに結果について報告を求めます。

菊地貴光決算特別委員長。

[菊地貴光決算特別委員長登壇]

○菊地貴光決算特別委員長 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました第9号議案につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月18日、第一工場大会議室において、委員全員が出席し、説明員として副管理者、事務局長、会計管理者並びに担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の方法は、執行部より、歳入歳出に分けて一括して説明を聴取し、歳入は、最初に1款及び2款、次に3款及び4款、最後に5款ないし7款の3つに分けて、歳出は款別に質疑を行いました。その主なものをご報告申し上げます。

なお、委員会報告書を配付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

歳入の部のうち、2款使用料及び手数料について申し上げます。

まず、ごみ処理経費の各年度の具体的な金額は、との質疑に対し、一般廃棄物会計基準に基づく値に売電収入等を考慮して算出した、ごみ処理原価では、1トン当たり、令和2年度は2万17円、令和3年度は2万78円、令和4年度は1万8,738円、令和5年度は1万7,029円となっている。年々減少している要因としては、処理コストから売電収入を控除した金額を処理量で割って、ごみ処理原価を算出しているため、売電収入が多かった令和4年度、5年度は減少したとのことでした。

次に、事業系ごみ処理手数料1トン当たり2万1,000円の見直しの検討は、との質疑に対し、令和2年度から令和5年度までの過去4年間のごみ処理原価の平均は1トン当たり1万8,966円となっており、早急に手数料の見直しが必要な状況ではないと考えているとのことでした。

なお、2款使用料及び手数料については、ほかに1件の質疑がありました。

次に、4款財産収入について申し上げます。

電力売払い代金が大幅に増額となった要因は。また、電力について、地域利用がしやすい取組についての検討は、との質疑に対し、売電先は指名競争入札により決定しており、年間を通じた平均単価が、令和4年度の13.78円から令和5年度は29.59円と大きく増額となったことが要因となっている。電力売払い代金は組合の主要な財源のため、できるだけ高い金額で契約したいと考えており、地域利用については、5市1町で連携して実施するようになれ

ば検討したいとのことであります。

次に、電力売払い代金の指名競争入札の詳細は。また、入札単価が増額となった要因は、との質疑に対し、令和5年度については6者を指名し、そのうち1者が辞退した。契約の相手方は東京瓦斯株式会社である。入札単価は電力の市場価格に影響を受けている。現状の発電は、石炭や天然ガス等の化石燃料によるものが主となっており、その燃料代の高騰などが影響しているものと思われるとのことであります。

次に、普通財産に係る土地建物貸付収入の内容は。また、現在無償で貸し付けている箇所とその理由は、との質疑に対し、収入済額5万1,000円は、東京電力及びN T Tの電柱で計34本の設置に係る土地の貸付収入である。また、無償貸付けは、条例に基づき、他の地方公共団体等が公共用に供する場合などに行っており、具体的には、第一工場西側の一部を老人福祉施設などの用地として越谷市に、増森最終処分場跡地のグラウンドを地元還元事業として地元自治会に、第一最終処分場跡地を公共用地として吉川市などに、それぞれ無償で貸し付けている。なお、無償貸付けの継続については、貸付期間満了の際に事案ごとに検討を行っているとのことであります。

なお、1款分担金及び負担金、3款国庫支出金、5款繰越金、6款諸収入、7款組合債についての質疑はありませんでした。

続いて、歳出の部のうち、2款総務費について申し上げます。

電気自動車用充電設備設置の目的と効果は、との質疑に対し、令和3年4月に構成市町が行った二酸化炭素排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ共同宣言の趣旨を踏まえ、二酸化炭素を排出しない電気自動車のエネルギー源として、ごみ焼却で発電した電力を利用した電気自動車用充電設備を第一工場、第二工場にそれぞれ整備した。令和6年4月から運用を開始し、9月までの6か月間で、第一工場は69台、第二工場は14台の利用があったとのことであります。

次に、広報リユースについて、草加市、松伏町以外でシルバー人材センターに全戸配布を依頼する考えは、との質疑に対し、草加市、松伏町以外のシルバー人材センターにも全戸配布について相談をしているが、人手不足の問題等があり、実施には至っていない状況であるとのことであります。

次に、広報リユースを配架している各市町の公共施設における残部数の把握は、との質疑に対し、各市町に対して、公共施設への配布部数が適正であるかどうかの確認をしており、それらを通して今後の配布部数を検討していきたいとのことであります。

なお、2 款総務費については、ほかに 3 件の質疑がありました。

次に、3 款事業費について申し上げます。

堆肥化事業において枝草搬入量が減少した要因は、また、増加させるための取組は、との質疑に対し、草刈りを行う公共事業が縮小されていることが大きな要因と考えている。各市町及び県には、公共事業において、組合に枝草を搬入していただけるよう働きかけを行っているところであるとのことでありました。

次に、堆肥販売において、放射性物質以外の有害物質の検査は、との質疑に対し、近年、様々な有害物質の存在が指摘されていることは承知しており、国や県の指導を受けながら、必要に応じて検査を行っていくとのことでありました。

次に、焼却炉電気設備改修工事における照明器具の LED 化の進捗状況は、との質疑に対し、工場棟の照明器具が 4,635 台あるところ 1,259 台で、全体の 27.2% の LED 化工事が完了している。今後については、プラント更新に合わせて LED 化を進めていくとのことでありました。

次に、草加市市民温水プールの解体に伴う第二工場ごみ処理施設の運営委託契約への影響は、との質疑に対し、温水プールの解体に伴い、熱及び電力の供給を停止している状況である。これにより、電力売払い代金が増額となっているが、これは運営事業者の収入となる。運営委託契約では、温水プールへ熱及び電力を供給することとなっており、これを停止していることによる売払い代金の増額分は運営委託費の減額の対象となるため、委託金にて精算を行ったとのことでありました。

なお、3 款事業費については、ほかに 1 件の質疑がありました。

1 款議会費、4 款建設費、5 款公債費、6 款基金積立金、7 款予備費についての質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、第 9 号議案については、全員一致により原案のとおり認定することに決しました。

以上で報告を終わります。

○**広田丈夫議長** 以上で決算特別委員長の報告が終了いたしました。

◎**管理者提出第 9 号議案の委員長報告に対する質疑**

○**広田丈夫議長** 第9号議案 令和5年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件に関して、委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第9号議案の討論、採決

○**広田丈夫議長** 続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 討論はなしと認め、これにて討論を終了いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**広田丈夫議長** 挙手全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり認定されました。

#### ◎管理者提出第10号議案ないし第13号議

##### 案の一括上程、提案理由の説明

○**広田丈夫議長** 次に、管理者提出第10号議案ないし第13号議案の4件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○**福田 晃管理者** おはようございます。

本日は、12月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはお忙しい折にもかか

わらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会には、私から4件の議案をご提案申し上げますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき、順次ご説明させていただきます。

まず、第10号議案 令和6年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをご覧くださいと存じます。

このたびの補正予算では、795万円を減額いたしますが、堆肥化施設建設事業の再検討に伴い、歳入の国庫補助金及び組合債並びに歳出の4款建設費を減額いたします。そのほか、歳出の1款議会費から3款事業費では、人件費の整理が主なものでございます。

30ページをご覧くださいと存じます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、10万円を増額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、1,330万円を増額するものでございます。

また、厚生費の公務災害見舞金につきましては、支給対象期間の確定に伴い、10万円を増額するものでございます。

2目計画管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、150万円を増額するものでございます。

また、32ページとなりますが、一般事務経費の会計年度任用職員報酬等につきましては、50万円を増額するものでございます。

3款事業費、1項事業費、1目第一工場施設管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、920万円を減額するものでございます。

3目第二工場施設管理費の職員人件費につきましては、職員の人事異動等に伴う整理といたしまして、140万円を減額するものでございます。

34ページをご覧くださいと存じます。

4款建設費、1項建設費、2目堆肥化施設建設費につきましては、堆肥化施設建設事業の再検討に伴い、3,874万円を減額するものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、2,589万円を増額し、補正後の額を5,623万7,000円とするものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

8 ページにお戻りいただきたいと存じます。

債務負担行為につきましては、会議録作成支援ツール賃借費ほか6件でございます。

初めに、会議録作成支援ツール賃借費では、令和7年度において、AIを活用して音声の文字起こしをする機器を借り上げるもので、令和6年度中に契約の相手方に継続の意向を申し出る必要があることから、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を16万円と定めるものでございます。

次に、第一工場電気自動車用充電設備管理運用委託料では、令和7年度における電気自動車用充電設備の管理運用を委託するもので、令和6年度中に契約の相手方に継続の意向を申し出る必要があることから、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を6万円と定めるものでございます。

次に、広報発行委託料では、広報紙の印刷、新聞折り込み等を委託するもので、令和7年4月号の編集業務を2月から始めるため、期間を令和6年度から7年度までとし、限度額を1,120万円と定めるものでございます。

次に、組合設立60周年記念誌作成委託料では、設立60周年を迎える組合の歴史や取組を記録して後世に残し、広く知っていただくとともに、今後の組合運営の礎として活用することを目的として、記念誌を発行するものでございます。令和7年10月の記念誌発行に向けて、作成業務を2月から始めるため、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を230万円と定めるものでございます。

次に、第一工場ごみ処理施設運転委託料では、令和7年4月から令和9年3月までの2年間の運転業務を委託するもので、期間は令和6年度から令和8年度までとし、限度額を9億円と定めるものでございます。

次に、第一工場ごみ処理施設灰等搬出処分委託料では、第一工場ごみ処理施設から発生する焼却灰等の運搬及び処分業務を委託するもので、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を7億8,000万円と定めるものでございます。

次に、第二工場電気自動車用充電設備管理運用委託料では、第一工場と同様、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を6万円と定めるものでございます。

地方債補正は、堆肥化施設整備事業の1件でございます。堆肥化施設建設事業の再検討に伴い、限度額を減額するものでございます。

次に、第11号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び第12号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び

副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案につきましては、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

これらの議案は、期末手当に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議員及び特別職における本年12月期の支給割合を100分の225から100分の235に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和7年度以降につきましては、6月期、12月期ともに支給割合を100分の230に改め、令和7年4月1日から施行してまいります。

次に、第13号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の給与を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、まず給料表の改定につきましては、国に準じて若年層に重点を置きつつ、全職員を対象に給料表の改定を行うもので、平均改定率はプラス2.8%でございまして、公布の日から施行し、本年4月1日から適用してまいります。

また、令和7年度以降につきましては、職員採用における給与改善のため、各級の最低水準を引き上げるなど、給料表の改定を行うものでございます。

次に、期末手当及び勤勉手当につきましては、本年12月期の支給割合について、期末手当は100分の122.5から100分の127.5に、勤勉手当は100分の102.5から100分の107.5にそれぞれ改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和7年度以降につきましては、6月期、12月期ともに、期末手当を100分の125に、勤勉手当を100分の105にそれぞれ改め、令和7年4月1日から施行してまいります。

次に、扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を段階的に引き下げ、令和8年度に廃止するとともに、子に係る扶養手当を令和8年度まで段階的に引き上げるものでございます。

次に、通勤手当につきましては、支給月額の限度額を引き上げるとともに要件を拡大し、採用等に伴い、新幹線等により通勤する職員を支給対象とするものでございます。

次に、単身赴任手当につきましては、規定を新たに整備するもので、採用等に伴い転居し、同居の配偶者と別居することとなった職員のうち、一定の要件を満たす職員に支給するものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当につきましては、規定を新たに整備するもので、管理職員が

週休日や休日、平日の深夜等に、臨時または緊急の必要により勤務をした場合に支給するものでございます。

次に、災害派遣手当につきましては、規定を新たに整備するもので、災害対策基本法に基づき、国等から組合に派遣された職員が住所または居所を離れて、組合の区域内に滞在する場合に支給するものでございます。

なお、これらの手当に係る改正は、令和7年4月1日から施行してまいります。

以上ご説明申し上げましたが、十分ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**広田丈夫議長** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、ごみ処理常任委員会の開催並びに議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 再開

#### ◎開議の宣告

○**広田丈夫議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎諸般の報告

○**広田丈夫議長** この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されましたごみ処理常任委員会における委員長の互選結果を報告いたします。

ごみ処理委員長に矢部正平委員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎組合行政に対する一般質問

○**広田丈夫議長** これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

16番、増田秀雄議員。

〔16番 増田秀雄議員登壇〕

○16番 増田秀雄議員 16番議員、増田秀雄です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、議員報酬についてお伺いいたします。

松伏町におきましては、4団体の一部事務組合に議員を派遣しております。こちらの東埼玉資源環境組合のほか、越谷・松伏水道企業団、吉川松伏消防組合、江戸川水防事務組合でございます。当然のことながら、一部事務組合ですので、地方自治法上による特別地方公共団体ということで、それぞれの組合運営につきましては議会が設置されており、そこで運営がなされておるわけでございます。

その組合等の議員報酬をちょっと調べましたところ、月額だけでございますが、当組合が1か月3万7,600円、水道企業団がやはり1か月3万7,600円、吉松消防組合が1か月1万500円、江戸川水防事務組合が1,600円で、先ほど報告がありました長野広域連合では年額1万円というお話を伺いました。そして、議会については、江戸川水防事務組合が年に3回、他の団体については4回開催されているということです。

東埼玉資源環境組合につきましては、多くの委員会等があり、議員の仕事量も他の団体よりは多かろうかとは思いますが、吉松消防組合の1万500円と比べると、かなり高額になっているのかなと。江戸水については1,600円ということで、先ほどの長野広域連合よりは高いかなと。月額報酬だけであれば約2万円ということで、若干違和感を感じるところでございます。

なお、東埼玉資源環境組合の議員報酬が年間で、令和5年度決算ベースで1,083万2,765円、期末手当が478万4,609円、合計で1,561万7,376円となっております。

なお、長野広域連合の予算が約64億円、当組合が約70億円と、規模的にも似ているのかなと。そこで、この差があるのはどういうことなのかというふうに思うわけでございます。

一概に比較するのは適当ではないかとは思いますが、このように議員報酬に差があるのは、やはり違和感を禁じ得ません。

そこで、どの団体の報酬が適正なのかは、私がここで判断しかねる部分もあるかと思いますが、報酬について2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、当組合の報酬の経緯についてお尋ねします。

2点目として、今後の報酬を見直す考え、要するに減額する考えがあるか、お尋ねいたします。

以上で発言席での質問を終わります。

○**広田丈夫議長** ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○**福田 晃管理者** それでは、ただいまの増田議員さんのご質問にお答えをいたします。

議員報酬についてのお尋ねでございますが、これまでの議員報酬の経緯についてと現行の議員報酬を見直す考えはないかに関しましては、関連がございますので、一括してお答えをいたします。

議長、副議長及び議員の議員報酬につきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき、現在、議長には月額4万3,400円、副議長には月額3万8,700円、議員には月額3万7,600円がそれぞれ支給されております。議員報酬等の額については、定期的にその適正性について評価し、必要に応じて見直しを行っております。具体的には、毎年、報酬等の改定の必要性について、特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を踏まえて、改定が必要かどうかを判断しております。

現行の報酬額は、平成28年4月に引上げを行ったことによるものですが、当時は、平成28年4月に第二工場ごみ処理施設が稼働を開始して2工場体制の運営となること、また、汚泥再生処理センターの建て替え事業や第一工場ごみ処理施設の大規模改修事業などが進められていたことなど、議会の役割は一層増していく状況でありました。

このため、議員報酬等の額について、特別職報酬等審議会に諮問したところ、引き上げることが妥当との答申があり、これを踏まえ、関係条例の改正について議決をいただき、改定を行ったという経緯がございます。

議員報酬等の額については、今後も特別職報酬等審議会への諮問、答申を踏まえて、その適正性について定期的に評価し、必要に応じて見直しを行ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○**広田丈夫議長** ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

16番、増田秀雄議員。

○16番 増田秀雄議員 ご答弁をありがとうございました。

略して報酬審議会と申し上げますが、その人数、何名となっていますか。それと、そのメンバーの決め方についてお聞きしたいと思います。

それと、今の話ですと、年1回のように聞こえましたけれども、回数についてもお答えいただければと思います。

以上です。

○広田丈夫議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長よりご答弁を申し上げます。

○広田丈夫議長 事務局長。

〔小野正利事務局長登壇〕

○小野正利事務局長 それでは、ただいまの増田議員さんの再質問にお答えをいたします。

特別職報酬等審議会の定数ですが、10名となっております。内訳が越谷市、草加市から3名、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町から1名となっております。委員の選定につきましては、各市町より推薦をいただいております。

審議会につきましては、基本的には年に1回開催して、議会議員の報酬額、それから非常勤特別職の報酬額、管理者等の給料等について諮問を行っております。

以上でございます。

○広田丈夫議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

○16番 増田秀雄議員 ありません。

○広田丈夫議長 次に、15番、岩田京子議員。

〔15番 岩田京子議員登壇〕

○15番 岩田京子議員 15番、岩田です。

議長の許可をいただきましたので、大きく2点に対して一般質問をさせていただきます。まずは、大きく1つ目、災害対策についてです。

平成は大災害の時代と言われてまいりましたが、令和もそれは受け継いでおります。地球は気候危機、沸騰化の時代です。夏が1年の半分にも及ぶようになり、豪雨のおそれは常に付きまとい、いつ何どき水害に見舞われるか分からない状況です。また、地震においても予

断はできず、南海トラフ大地震が発生する確率は、今後30年以内に70から80%前後とされています。

そのような中で、以下2点についてお聞きいたします。

1つ目は、事業継続計画及び相互支援協定についてお聞きいたします。

2つ目は、吉川市にある第一・第二最終処分場における水害時の水の安全性についてお聞きしたいと思います。どちらも灰の受入れの役割は既に終えて、一つは公園に、もう一つは現在、スポーツ施設になる準備をしているところですが、灰の受入れが終わっても浸出水の管理はずっと続いていきます。その場所が浸水し、お水が流れ出たときの安全性についてお聞きしたいと思います。

大きく2つ目です。

第一工場の灰搬出先である最終処分場の延命についてお聞きいたします。

当組合では、プラント更新に膨大な費用がかかり、各自治体の負担も、いずれ財政を圧迫していく予測がされています。焼却炉だけ見るのではなく、その先の最終処分場までをトータルに見ることで、今のごみ処理の在り方について再考したいと思い、今年の夏、3日間かけて、東北にある、当組合の灰の最終処分場4か所を見てまいりました。

大小様々な最終処分場がございました。3つは鉱山跡地で、一つは山の沢を切り開いて利用しておりました。もちろんだの処分場も、雨水や廃棄物が漏れ出すことがないように、地盤の上に2枚の遮水シートや不織布マットなどで何重にも保護し、電気式の漏水検知システムなどを備え、厳重に警備し、安全管理にご努力されている様子が見られました。

そして、どの処分場も共通して、数年で使用期限が来ます。その後は、斜面を延ばして深さを増したり、覆土のために掘っていたところを新たな処分場にしたり、新しい場所で新たに始めようとしていたりということで、どこも増設計画があり、2050年くらいまでは使用できそうではございます。

少し痛感したのは、どの処分場も有限であるということです。それから、最終処分場の水処理の水は、魚がすむことができません。その水を放流先で取水しないことや農業をしていないことなどを確認して放流しています。とにかく有限であり、灰の搬入量を減らし、最終処分場を長もちさせることが必須だと痛感して帰ってまいりました。

そこで、1つ目、灰の搬出量についてお聞きいたします。

2つ目、搬出する灰の量を減らす取組についてお聞きいたします。

壇上からは以上です。よろしく申し上げます。

○**広田丈夫議長** ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○**福田 晃管理者** それでは、ただいまの岩田議員さんのご質問に順次お答えをいたします。

災害対策についてのお尋ねでございますが、まず、事業継続計画及び相互支援協定につきまして、当組合では、施設が被災した場合でも一般廃棄物の処理を停滞させることなく、施設の早期稼働や平常時の体制への移行を効率的に進めるため、東埼玉資源環境組合事業継続計画を令和3年3月に策定しました。本計画では、災害発生時に一般廃棄物の受入れや施設の機能を早急に回復するために優先して実施する業務を整理しております。

このほか、職員に対する訓練として、緊急時対応研修を実施しております。

また、施設の再稼働に時間を要する場合には、通常一般廃棄物の処理を継続できるよう、埼玉県内の市町村、一部事務組合及び埼玉県で組織する埼玉県清掃行政研究協議会に対し、廃棄物の処理や職員の派遣等の協力要請を行うこととしております。しかしながら、運搬方法や処理費用などの調整に時間を要することから、迅速かつ効率的な対応を行うため、近隣の自治体や民間事業者とのごみ処理に関する協定の締結を検討しております。

さらに、組合では、首都圏が被害を受けるような大規模災害を想定し、三重県の民間事業者とごみ処理委託契約を締結しており、毎年ごみの搬出訓練を実施しております。今後とも、災害発生時における継続的なごみ処理体制の強化に努めてまいります。

次に、吉川市にある第一・第二最終処分場における水害時の水の安全性についてのお尋ねでございますが、ご案内のとおり、組合では、吉川市にあります第一最終処分場と第二最終処分場の2つの施設を管理しています。第一最終処分場については、平成13年3月に埋め立てが終了し、第二最終処分場については、平成30年6月に第一工場の灰溶融炉を停止し、スラグによる埋め立てがなくなったため、現在、跡地の利活用に向け、覆土工事を行っています。

水害時の水の安全性については、現状、スラグは覆土により蓋をされ、露出していない状態でございますので、散乱や接触した雨水が外部に流れ出す可能性はないと考えております。浸透せずに地表面を流れる雨水については、専用の排水路に導き、河川に自然放流し、埋立地内に浸透した雨水については、水処理を行い河川に放流しています。今後につきましても、安全かつ適正な水の管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第一工場の灰搬出先である最終処分場の延命についてのお尋ねでございますが、ま

ず灰の搬出量につきましては、第一工場ごみ処理施設では、可燃ごみを焼却すると灰と金属類が排出され、令和5年度では、ごみの焼却量15万5,951.35トンに対し、灰の搬出量は1万8,186.59トンで、1日あたりにしますと、おおむね10トン車で8台、約77トンとなっております。

次に、搬出する灰の量を減らす取組につきましては、第一工場ごみ処理施設では平成30年6月まで、灰溶融炉により灰をスラグ化しておりましたが、国の方針転換や運転に係る経費の高騰などから灰溶融炉を停止し、それ以降、灰については全量を外部へ搬出しております。当組合といたしましても、灰の搬出先である最終処分場の埋立容量に限りがあることは認識しており、できるだけ多くの灰の再資源化に向け、取り組んでいるところでございます。

令和3年度と令和5年度の再資源化率を比較しますと、令和3年度は、再生砂や人工骨材を生産する2つの施設へ搬出し、約26%、令和5年度は、さらにセメント原料を生産する施設を加え、3つの施設へ搬出し、約30%となっており、約4%向上しております。

しかしながら、再資源化率を上げるためには、処理施設が少ないことや処理費用がかかることなどの課題がございます。今後につきましても、新たな再資源化処理施設の確保に努め、処理費用などを比較しながら、最終処分場に搬出する灰の減量に取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○**広田丈夫議長** ただいまの答弁に対し、再質問ありませんか。

15番、岩田京子議員。

○**15番 岩田京子議員** 令和3年3月に策定されました事業継続計画に対する内容など、詳細なご答弁ありがとうございます。また、相互支援協定によって、埼玉県内との連携、また首都圏での災害を想定して、三重の民間施設との協定締結というところもお聞きしまして、少しだけ安心感を得られています。

再質問は、止まってしまった我が組合のごみ処理施設をどう再起動、再開させていくかということについて、具体的にお聞きしたいと思っております。

いろいろな想定があると思います。水害のときだったり、地震のときだったり、また停電してしまったときだったりということがあられると思いますが、それぞれの具体的な対策についてお聞きします。

2つ目は、スラグに接触していないため、表を流れる表流水は汚染をしていないので、河川に流れていくと。また、浸透した水に関しては、水処理のほうに流れていくので安全だというご答弁をいただきましたので、再質問はしません。

大きく2つ目のほうの再質問ですけれども、灰が15万5,951.35トンで、灰の搬出が1万8,186.59トンということです。そして、1日平均すると、10トン車で8台、77トンが毎日組合から搬出されているということで、本当にたくさんのごみを排出しているということが分かりました。

しかし、リサイクルをかなり頑張ってくれているということも同時に分かりました。令和3年、26%のリサイクル率だったところを、施設を一つ増やして3つの施設でリサイクルを行い、今は30%リサイクルしているというところで、皆様のご努力に対して敬意を申し上げます。

再質問は、今、第一工場のリサイクル率についてお聞きしましたが、第二工場においてはどのようなふうになっているのかお聞きします。

それから、CO<sub>2</sub>削減で、遠いところの最終処分場に運ぶときには、トラックだけではなくて、途中列車を利用してCO<sub>2</sub>削減に取り組んだり、運転手の働き方改革に取り組んでいるということも視察先で聞きましたけれども、最終処分場に持っていく灰を減らすということは、ゼロカーボンを進めていく上でも重要な課題だと思います。

また、一般廃棄物においては、本来だったら自区内処理が基本だと思います。処分の土地の確保がしにくい埼玉は東北に、最終処分場として、依存しているわけですがけれども、自区内処理についても改めて再考する必要があるというふうに考えているところで、第一工場が出る焼却灰、今までは熔融炉でスラグ化していましたがけれども、それを廃止したことで、またごみが増えているわけですがけれども、それを第二工場に持って行ってスラグ化するということができないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

これは、運搬によるCO<sub>2</sub>削減もそうですし、自区内処理アップにもつながっていくと思いますので、ご見解をお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○**広田丈夫議長** ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○**福田 晃管理者** ただいまの質問につきましては、いずれにつきましても事務局長よりご答弁を申し上げます。

○**広田丈夫議長** 事務局長。

○**小野正利事務局長** それでは、岩田議員さんの再質問に順次お答えをいたします。

まず、第一工場の災害時の早期の再稼働についてのお尋ねでございますが、第一工場につ

きましては、今まで災害対策として、まず水害対策については、中川・綾瀬川流域における河川氾濫を想定しまして、施設の立地条件や水害の頻度などを勘案し、国の交付金を活用して、令和4年度に止水板を設置したところでございます。

地震につきましては、現在の施設は震度6強相当の地震に耐えられることを確認しておりまして、災害時に発生する停電に対して、焼却施設を安全に停止するための非常用電源設備等が設置されております。

ただ、岩田議員さんからの質問にありますように、一方で、外部からの電力が見込めないと再稼働が難しい状況というのが、第一工場にはございます。今後、プラント更新事業の中で、現在の施設と比べて耐震の性能強化を図るとともに、大規模災害に伴う停電が長期化した場合においても施設が早期に再稼働できるように、再稼働用の非常用の発電設備を導入してまいります。

続きまして、第二工場におけるリサイクル率でございますが、第二工場につきましては、ごみを焼却した場合に主灰と飛灰というものが発生いたしますが、主灰についてはスラグとして排出をされますので、全量リサイクルをしております、路盤材や埋め戻し材などに現在再利用されております。ただ、飛灰につきましては、全量を第一工場と同じように、東北の民間の埋立ての処分場で処分をしている状況でございます。

このようなことから、第二工場の施設については、全体での再資源化率については、これは5年度の実績でございますが、61%となっております。

続きまして、第一工場から発生する灰を第二工場のほうでスラグ化することについてのお尋ねでございますが、第一工場ごみ処理施設はストーカ炉であることから、ごみ焼却により灰が排出されますが、第二工場は、先ほども申し上げましたが、ガス化熔融炉で、焼却方式が異なるため、ごみを焼却するとスラグが排出され、そのまま路盤材などに再利用できるというメリットがございます。

そのため、ガス化熔融炉を設置している自治体では、管内で発生した灰をガス化熔融炉でスラグ化処理をしているところがございます。近隣では、さいたま市の桜環境センターで実施していると伺っております。また、最終処分場を延命する目的で、ガス化熔融炉の導入を検討している自治体もあるということも伺っております。

第二工場でスラグ化するには、ごみの性質が大きく変わるため、技術的な面で燃焼や排ガス処理の検討が必要となります。具体的には、灰をスラグ化する際に熱量を加える必要があることから、コークスや灯油などの化石燃料を使用するなど、ランニングコストの増加や二

酸化炭素の排出量の増加など、多くの課題がございます。引き続き、他の自治体の状況を確認しながら調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○**広田丈夫議長** ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

○**15番 岩田京子議員** ありません。

○**広田丈夫議長** 以上で一般質問を終結いたします。

#### ◎管理者提出第10号議案の質疑

○**広田丈夫議長** 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第10号議案 令和6年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第11号議案の質疑

○**広田丈夫議長** 管理者提出第11号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

#### ◎管理者提出第12号議案の質疑

○**広田丈夫議長** 管理者提出第12号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎**管理者提出第13号議案の質疑**

○**広田丈夫議長** 管理者提出第13号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎**管理者提出第10号議案ないし第13号議案の委員会付託の省略**

○**広田丈夫議長** お諮りいたします。

ただいま議題となっております第10号議案ないし第13号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案ないし第13号議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

◎**管理者提出第10号議案の討論、採決**

○**広田丈夫議長** 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第10号議案 令和6年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○**広田丈夫議長** 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎**管理者提出第11号議案の討論、採決**

○**広田丈夫議長** 管理者提出第11号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○**広田丈夫議長** 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○**広田丈夫議長** 挙手多数であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎**管理者提出第12号議案の討論、採決**

○**広田丈夫議長** 管理者提出第12号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○**広田丈夫議長** 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○**広田丈夫議長** 挙手多数であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

### ◎管理者提出第13号議案の討論、採決

○**広田丈夫議長** 管理者提出第13号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**広田丈夫議長** 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

### ◎諸般の報告

○**広田丈夫議長** この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、特定事件について、閉会中の継続審査として付託されたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

### ◎特定事件の議会運営委員会付託

○**広田丈夫議長** 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**広田丈夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

#### ◎閉議の宣告

○**広田丈夫議長** 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

#### ◎管理者挨拶

○**広田丈夫議長** この際、管理者から挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○**福田 晃管理者** 12月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

閉会中の継続審査として、決算特別委員会でご審議を賜りました令和5年度歳入歳出決算につきまして、ご認定をいただき、ありがとうございます。また、本日、私よりご提案申し上げます4議案につきましても、慎重にご審議を賜り、原案のとおりご決定をいただき、誠にありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、年の瀬を迎え、お忙しいことと存じますが、健康に十分ご留意いただき、健やかに新年を迎えられますようお祈りいたしますとともに、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

#### ◎閉会の宣告

○**広田丈夫議長** これにて令和6年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時56分 閉会